

▼6月は環境月間です。

個人住民税(市・県民税)の公的年金からの特別徴収制度の導入について

公的年金を受給されている方の納税の利便性や徴収の効率化を図ることを目的に、個人住民税を平成21年10月以降に支払われる公的年金から引き落としとする制度(特別徴収)が開始されます。

この制度により、特別徴収対象者の方は年4回の納期が年6回(導入初年度の21年度は5回)になり、1回あたりの負担額が軽減されるとともに納税のために金融機関や市役所へ出向く必要がなくなります。

住民税の年金からの引き落とし(特別徴収)制度の導入は、納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

【制度の概要】

●対象となる方

4月1日現在において65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方が対象となります。ただし、次の方は対象となりません。

◆介護保険料が年金から引き落としされていない方

◆引き落としされる住民税額が老齢基礎年金などの額を超える方など

※65歳未満の年金所得に係る住民税の納税義務のある方で、給与からの引き落とし(給与からの特別徴収)の方は、年金所得に係る住民税について普通徴収(納付書または口座振替により納める方法)により納めていただくことになります。

●対象となる年金

老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金などを言います。障害年金および遺族年金など非課税の年金からは引き落としされません。

●対象となる住民税

年金所得の金額から計算した住民税です。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税は、これまでどおり給与からの引き落とし(給与からの特別徴収)または普通徴収(納付書または口座振替により納める方法)により納めていただきます。



平成21年10月支給分の年金から引き落としが始まります

引き落としの開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の住民税のうち半分については、平成21年6月と8月に納付書で納めていただきます。

(例) 住民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

※これまでの納め方

月(期)	納付書で納める(普通徴収)			
	6月(第1期)	8月(第2期)	10月(第3期)	1月(第4期)
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつ納付書で納めていただいていた。

※平成21年度(初年度)の納め方

月(期)	納付書で納める(普通徴収)		年金から引き落とし(特別徴収)		
	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつこれまでどおり納付書で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつ引き落とします。

※平成22年度以降の納め方

月	特別徴収(年金からの引き落とし) 仮徴収			特別徴収(年金からの引き落とし) 本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同額			平成22年度の年税額の残りの1/3ずつ		

4月・6月・8月は前年度の2月の税額と同額を引き落とします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。

●引き落としが中止になる場合

引き落とし開始後、伊賀市から転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収(納付書または口座振替により納める方法)により納めていただきます。

【問い合わせ】

本庁課税課 ☎ 22-9613

各種審議会の委員を募集します

伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会

【概要】 放課後児童クラブと放課後子ども教室を合わせて「放課後子どもプラン」といいます。子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するための委員会、事業運営などを検討します。

広く市民の皆さんからご意見をいただくため、公募委員を募集します。

【募集人数】 2人以内

【応募資格】 ①市内在住の満20歳以上の方（市議会議員および市職員を除く）②市が設置する審議会および市の附属機関の委員でないこと③8月1日における年齢が70歳未満であること

【任期】 2年

【報酬】 市の規定に基づく

【開催回数】 年4回程度

※原則として平日の夜間2時間程度を予定

【応募方法】 子どもや放課後子どもプランに対する思いなどを「伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会委員への応募動機」として800字以内にまとめ、住所・氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業、電話番号を記入の上、持参・郵便・FAX・Eメールのいずれかで提出してください。

【応募期限】 6月15日（月）午後5時必着

【選考方法】 作文審査により選考し、性別、地域間バランス、年齢などによる委員の構成比率を勘案して決定します。なお選考結果は、応募者全員に通知します。

【応募先・問い合わせ】

〒518-8501

伊賀市上野丸之内116番地

伊賀市教育委員会生涯学習課

☎22-9679 FAX22-9691

✉gakushuu@city.iga.lg.jp

伊賀市男女共同参画審議会

【概要】 男女が互いの人権を尊重しつつ、社会のあらゆる分野において協働して取り組み、男女共同参画社会の実現を目的として「伊賀市男女共同参画基本計画」を策定しています。この基本計画の施策の関する評価や計画の策定及び変更などを審議していただく委員を募集します。

【募集人数】 3人以内

【応募資格】 ①市内在住または在勤している満20歳以上の方（市議会議員および市職員を除く）②市が設置する審議会などの附属機関の委員でないこと③7月27日における年齢が、70歳未満であること

【任期】 2年

【報酬】 市の規定に基づく

【開催回数】 年2～4回程度

※原則として平日・土曜日・日曜日の昼間2時間程度を予定

【応募方法】 「伊賀市男女共同参画審議会委員への応募動機」として800字以内（様式は自由）にまとめ、住所・氏名（ふりがな）・生年月日・性別・電話番号を記入の上、持参・郵便・Eメールのいずれかで提出してください。

【応募期限】 6月30日（火）午後5時必着

【選考方法】 作文審査と面接により、委員の構成比率などを総合的に考慮して委員を選考します。

【応募先・問い合わせ】

〒518-8501

伊賀市上野丸之内116番地

伊賀市人権政策部男女共同参画課

☎22-9632 FAX22-9649

✉danjo@city.iga.lg.jp

伊賀市指定ごみ袋の広告を募集します

【掲載場所】

①伊賀市指定ごみ袋の表面

②375万枚作成

大（45ℓ）280万枚、中（30ℓ）75万枚、小（20ℓ）20万枚

③大きさ（大）1枠200mm×50mm程度で4枠（中）1枠150mm×50mm程度で4枠（小）1枠150mm×35mm程度で4枠

【掲載方法】

①掲載希望業者1者につき1枠です

②ごみ袋の種類に関係なくすべてのごみ袋で4者（団体）を募集

③広告掲載枠は、先着順により、市の指定する掲載順で決定

④印刷色は青1色

【販売予定期間】

平成21年8月頃から平成22年7月頃まで

ただし、ごみ袋の種類により販売期間が異なります

【掲載料】

1枠あたり150,000円

※消費税および地方消費税を含む

【申込方法】

①伊賀市指定ごみ袋広告掲載申込書に必要事項を記入し、掲載広告原稿（電子データ可）、企業の概要がわかるものおよび市税完納証明書を添付の上、持参または郵送でお申し込みください。（FAX・Eメールは不可）

②申込期間は、平成21年6月25日（木）まで

【掲載の決定】

①伊賀市指定ごみ袋広告掲載申込書を受理したときは、締め切り後、速やかに掲載の可否を決定し、伊賀市指定ごみ袋広告掲載決定通知書によ

り通知します

②最大枠数の4枠を超える場合は、先着順により広告主を選定します

【掲載料の納入】

広告掲載料の納入は、伊賀市指定ごみ袋広告掲載決定通知書の通知日から10日以内に市が指定する納付書により納入してください。

※詳細については、「伊賀市指定ごみ袋広告掲載募集要項」をご確認ください。

また、事業者の業種などによっては、広告を掲載できない場合がありますので、「伊賀市広告掲載要綱」および「伊賀市広告掲載基準」をご確認ください。

【問い合わせ】

本庁清掃事業課

☎20-1050